

○ 栃木県警察刑事実戦塾実施要領の制定について（例規通達）

平成5年8月3日

栃捜一第10号

（概要）

本要領は、重要事件等で得られた教訓や捜査手法等について、実際に当該事件の捜査に携わった捜査員が、同種捜査を担当する他の捜査員に、教訓や捜査手法等を擬似的に体験させ、捜査体験を共有することによって捜査員等の実務能力の向上を図ることを目的とし、その実施要領に関する事項について定めたものである。